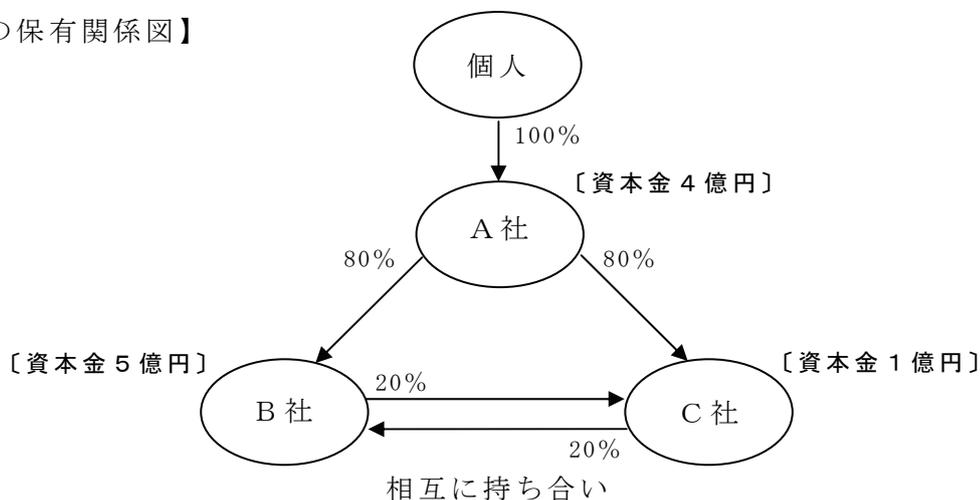


問3 株式持ち合いの場合の中小特例の適用の有無

問 下図のように法人間（B社、C社）で発行済株式の一部を相互に持ち合っている場合には、A社とB社の間、A社とC社の間及びB社とC社の間には、それぞれ完全支配関係があると聞いています（グループ法人税制情報問4）。C社（資本金1億円）は、資本金5億円のB社にその株式の一部を保有されていますが、この場合、C社は中小特例の適用がないことになりますか。

【株式の保有関係図】



答 お尋ねの場合、C社には中小特例の適用があります。

【解説】

1 法人税法上、期末の資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人については、中小企業向け特例として、①軽減税率の適用、②特定同族会社の特別税率の不適用、③貸倒引当金の法定繰入率の選択適用、④交際費等の損金不算入制度における定額控除、⑤欠損金の繰戻しによる還付の各特例（以下「中小特例」といいます。）が設けられています。

ただし、これらの①から⑤までの中小特例については、次に掲げる法人（以下「大法人」といいます。）との間に当該大法人による完全支配関係がある普通法人には適用がありません。

イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

ロ 保険業法に規定する相互会社（外国相互会社を含みます。）

ハ 法人税法第4条の7に規定する受託法人

2 このように、大法人による完全支配関係がある普通法人につき中小特例を適用しないこととされている趣旨は、次のような事情があったことによるものです。

① 大法人の100%子会社は、親会社の信用力を背景として資金調達や事業規模の拡大等が可能と考えられること

② 大法人は分社化により100%子会社を自由に設立することが可能であるため、グループとして活動しながら単体課税による中小特例のメリットを享受することができること

3 お尋ねは、株式の相互持ち合いにより完全支配関係があることとなる場合に、中小特例の適用の有無をどのように判定するかということです。株式の持ち合いには様々なケースが考えられることから一概には言えませんが、原則として、親法人が大法人に該当するかどうかによって判定することとなります。お尋ねの出資関係にあつては

B社ではなくA社がC社の親法人となりますから、当該A社が大法人に該当するかどうかによって「大法人による完全支配関係」に該当するかどうかを判定することになります。

したがって、お尋ねの場合のC社にあつては、親法人であるA社の資本金が4億円で大法人に該当しないことから、A社によるC社との完全支配関係は「大法人による完全支配関係」に該当せず、C社には中小特例の適用があることになります。

【関係法令】

法二十二の七の六、66⑥、67

法令4の2②、139の6の2

措法42の3の2、57の10①、61の4①、66の13